

カードによる決済の現状と消費者保護

中島豊四郎

1. はじめに

現代は、「カード社会」とよばれるほど、様々なカードが発行され、種々の用途に利用されている。このうち、クレジットカード、プリペイドカード、キャッシュカードは、物品やサービスの購入時の代金の決済に広く用いられている。しかし、われわれ一般消費者は、これらの決済に使用しているカードについて、あまり知らないままに利用しているのが実情である。そのため、カード決済に関わるトラブルに巻き込まれる可能性も十分に予想される。

そこで、本稿では、カードの種類について簡単にふれた後、決済に用いられるカードに限定して、その現状、カードに関わるシステムとその決済方法、また、一般消費者側からみた問題点などについて述べる。

2. カードの種類

日常生活において、われわれが用いているカードは、大きさ別、材質別、情報記録方式別、機能別の4つに分類できる。

2-1 カードの大きさ別分類

カードの大きさには、57.5mm×85.0mm(サイバネティックス規格)と54.0mm×86.0mm(JIS規格)の2種類がある。前者は、運輸・交通関連のプリペイドカード(たとえば、JRのオレンジカードなど、ただし、ハイウェイカードは56.0mm×86.0mmの独自サイズである)や自動改札用定期乗車券などに適用されている。一方、後者は、クレジットカード、運輸・交通関連を除くほとんどのプリペイドカード(たとえば、テレホンカードなど)、さらに、キャッシュカードに適用されている。

2-2 カードの材質的分類

カードは、紙、プラスチック、PET(ポリエチレン・テレフタレート)の3種に大別される。紙とPETカードは、その経済性から、主としてプリペイドカードに利用されている。プラスチックカードは、その耐久性から主に、クレジットカードやキャッシュカードに利用されている。また、会員カードや診察券などのID(本人識別)カードにもプラスチックカードが用いられている。

2-3 カードの情報記録方式別分類

カードに各種情報（たとえば、氏名、会員No、企業コード、有効期限など）を記録する方式には、磁気、バーコード、OCR（光学式文字認識）、エンボス、IC（集積回路）、レーザなど6種があるが、現在は、信頼性・経済性の面から、ほとんど磁気記録方式、すなわち磁気カードが用いられている。

2-4 カードの機能別分類

カードの機能面からは、代金決済カード、IDカード、その他のカードに別けられる。ここでいう代金決済機能とは、通貨の代用として、小売店やサービス業の店頭にて、消費者とその店舗との間の物品やサービスの売買に伴う代金の決済機能のことである。さらに、この代金決済カードは、その決済の方法により、クレジットカード、プリペイドカード、キャッシュカードの3つに別けられる。

クレジットカードは、消費者に信用を供与し、物品やサービスの売買の一定期間後に、後払いで決済を行なう（与信機能）。与信の供与の方法は1回払い、分割払い、リボルビング払い（予め利用限度額を定めておき、その範囲内で購入金額には関係なく、毎月一定の金額、または一定の割合の金額を支払う返済方法）などの支払い方法の提供とキャッシングとよばれる消費者金融の2本立からなっている。

プリペイドカードは、物品やサービスなどの購入を目的として、予め一定額の料金を前払いしておき、購入時にその代金を前払いした分より引き払う決済の方法である（現金代替機能）。

キャッシュカードは、物品やサービスの購入時に、銀行の口座にある預金を引き出して決済する方法である（預金引き出し機能）。ここでいうキャッシュカードとは、銀行などのATM（現金自動預金支払機）にて預金や払い出しを行う際に用いられるカードを、物品やサービスの購入時の決済にも利用できるように、消費者と銀行間で契約をしたものである。このカードを銀行POS（販売時点情報管理）カード、またはバンクPOSカードとよぶこともある。

3. カードによる決済のシステム

消費者が物品やサービスなどを店舗にて購入する際の代金の決済に用いるカードには、前述のようにクレジットカード、プリペイドカード、それにキャッシュカードがある。これらのカードの最も大きな違いは、代金の支払い時期である。すなわち、クレジットカードは代金後払い、プリペイドカードは代金前払い、キャッシュカードは代金同時払いである。これらのカードによる取引は、従来われわれが慣れ親しんできた、現金、手形、小切手などのペーパー・ベースによる決済から、エレクトロニック・ベースへの決済へと、そ

の形態を大きく変革させてきている。

以下に、それぞれのカードによる取引の現状としくみ、消費者サイドからみた問題点などについて述べる。

3-1 クレジットカードによる取引

3-1-1 クレジットカードによる取引の現状としくみ

クレジットカードは、すでに20年以上の歴史を持ち広く一般に普及している。特に、ここ数年は平成景気や円高による海外旅行者の急増などで、毎年1000万枚強の割合で増加しており、カード先進国のアメリカについて第2位のカード大国となっている(日本クレジット産業協会によれば、1990年3月末時点で、約1億6000万枚のクレジットカードが発行され、クレジットカードホルダー1人あたり平均3.5枚保有しているといわれている)。

クレジットカードによる取引には、カード会員の委託に応じて、会員がカード会社の加盟店から購入した物品やサービスなどの代金を、クレジット会社が加盟店へ立替払いした後に、その代金に手数料や利息を加算して、会員から立替払い金を返済してもらう取引(3当事者間カード取引)と3当事者間取引のクレジット会社とカード会員間に、さらに金融機関が介在する取引(4当事者間カード取引)と、カード発行と物品・サービスの取扱店が同一会社である2当事者間カード取引がある。それぞれの取引形態を図1、図2、図3に示す。図4は、消費者金融の取引形態を示す。

取引の内容を3当事者間カード取引について詳しくみる(図1参照)。

- ①消費者は、クレジット発行会社に、クレジットカード発行の申し込みをする。クレジット会社は消費者の信用調査などをして、適格かどうかを審査する。
- ②適格であれば、クレジット発行会社は、消費者(会員)へクレジットカードを発行する。
- ③会員は、クレジット会社の加盟店で代金の支払い時に、クレジットカードを呈示する。

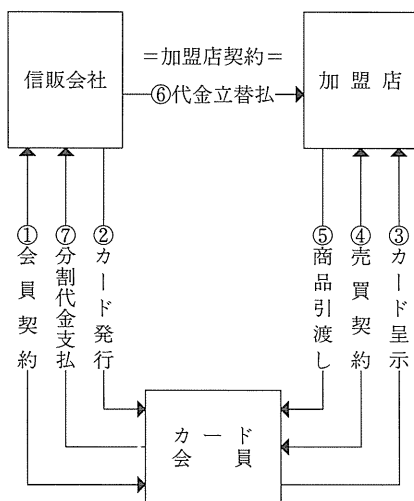


図1 クレジットカードの3当事者間取引

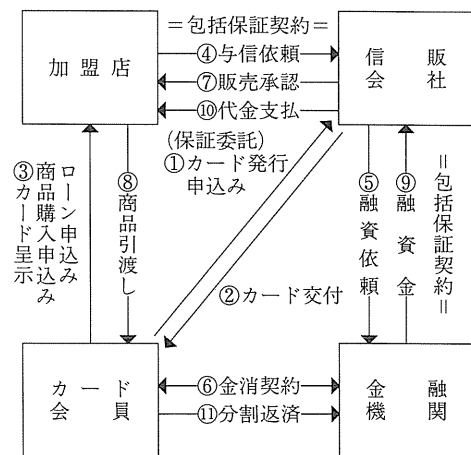


図2 クレジットカードの4当事者間取引

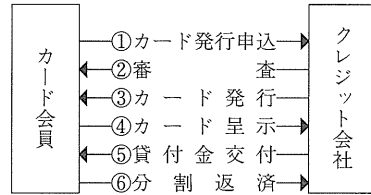
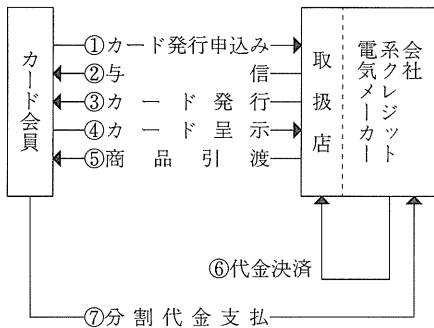


図3 クレジットカードの2当事者間取引 図4 クレジットカードによるキャッシング取引
(カード社会の指針より)

- ④、⑤売買契約などを締結し、加盟店は会員へ物品の引き渡しやサービスの提供を行う。
 - ⑥クレジットカード発行会社は、加盟店に代金の一括払いをする。
 - ⑦会員は、代金に手数料などを加えた金額を一括、分割、またはリボルビング払いで支払う。
- さらに、決済のしくみを詳しくみると次のようになっている (図5 参照)。

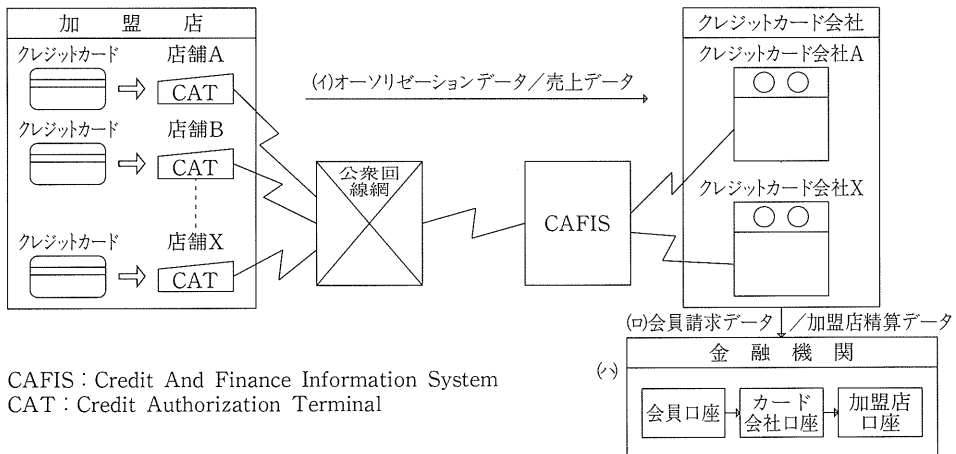


図5 クレジットカードによる決済 (専門店の場合) とネットワークシステム

(イ)店舗のオペレータは、消費者が呈示したクレジットカードを、CAT (クレジット認証端末) に読ませると、CATはカードが無効カードか否かをチェックし、無効カードでなければ、クレジットカードに記録されている情報や購入金額などのデータを公衆回線とCAFIS (Credit And Finance Information System) を介して、カード会社へ送信する。カード会社は、自社のデータベースより消費者個人のデータを取り出し、CATより受信したデータと照し合せて、当該カードに事故はないか、与信限度内の購入金額か、

などをチェックし、その結果をCATへ送信する。店舗のオペレータは、CATの表示部へ表示された結果をみて問題がなければ、同じ売上げ伝票を3枚おこし、消費者、加盟店、カード会社がそれぞれ1枚ずつ持ち取引は終了する（加盟店からカード会社への売上げ伝票の送付は、通常、月1回まとめて郵送される）。

(ロ) カード会社は、郵送されてきた伝票を一括処理し、消費者への請求書と加盟店への精算書を消費者の取引銀行へ送る。

(ハ) 銀行は、消費者の口座から契約期日に請求金額を引き落とし、カード会社の口座へ送金する。また、カード会社は、加盟店へ入金して決済が終了する。

クレジットカードは、前述の例のように信販会社が発行するカードの他、発行業態により、銀行系の会社が発行するカード、百貨店やスーパーなどが発行する流通系のカード、メーカー系、中小小売店舗系、石油系カードなどがある。その発行枚数とシェアを表1に示す。

表1 クレジットカードの発行枚数とシェア

	発 行 業 態	発行枚数(万枚)	シェア (%)
1	銀 行 系	5,718	34.6
2	信 販 系	5,515	33.4
3	流 通 系	4,001	24.2
4	メ ー カ ー 系	603	3.6
5	中小小売店舗系	491	3.0
6	石 油 系	109	0.7
7	そ の 他	94	0.6
	合 計	16,531	100

1990年3月末現在 日本クレジット産業協会調べ

また、クレジットカードの発行形態からは、自社（ハウス）カード、提携カード、他社カードの3種がある。自社カードは、会員の募集から請求・代金の回収までのすべてのカード業務を自社で行うもので、万一、未回収となった時の損失も自社で負担するものをいい、提携カードとは別名を代行カードともいい、会員の募集のみ自社で行い、その他の業務は信販会社などの会社が代行するカードである。未回収などのリスクもカード会社が負担する。他社カードとは、JCBや日本信販などのように、カード会社が独自に発行するカードをさし、この場合、小売業はカード会社の加盟店として位置付けられる。

3-1-2 クレジットカードによる取引と消費者保護

(1) 多重債務の危険性

クレジットカードは、現金の持ち合せがなくても、物品やサービスの提供を受けることができる取引であり、また、取引時における消費者の意識は、現金による取引より低いこともあり、消費者に返済能力以上の債務を負担させるおそれがある。最近、頓にこの事例

が増加の傾向にある。たとえば、平成4年8月4日付の朝日新聞に、この名古屋においてクレジットカードを使い過ぎて、借金を返せせない若者が急増していることが掲載されている。それによれば、名古屋市消費生活センターの平成3年度の消費相談結果の発表として、借金を返済できない若者の相談件数が186件(前年度比3.4倍)、男女ほぼ半々で、10代20代がその半数を占め借金残額が判明している70件でみると、100万未満が30件、200～500万が18件、500万以上が9件あり、そのほとんどが何種類ものカードを使い過ぎた、いわゆる多重債務者であると報告されている。

また、平成4年10月1日付の朝日新聞に、平成3年度の多重債務者の初の実態調査結果が通産省より報告されている。それによれば、クレジット主要15社で平成3年度にカードを使って自己破産に陥った人は延べ4万人にのぼっており、問題の大きさが報告されている。

図6に単年ベースのクレジットカードの発行枚数、利用残高、カード破産件数の推移を示す。この図からもわかるように、多重債務者は、急増の傾向にあり、今や大きな社会問題になってきている。

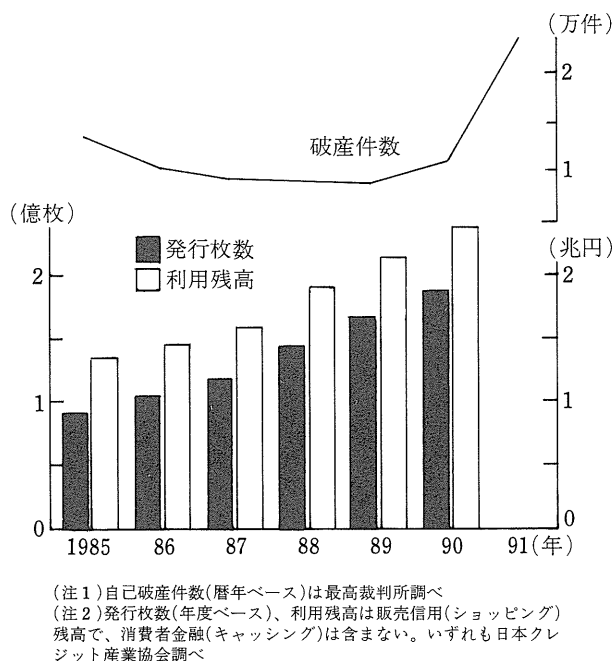


図6 急増するクレジットカードの利用と破産

このような問題が発生する要因としては、消費者が自己の返済能力以上に取引をすることにもあるが、制度的にも問題があると思われる。たとえば、入会時のチェックの問題である。現在のしくみでは、入会時に本人であるかどうかの確認や収入のチェックは、消費者の自己申告に基づいているため、消費者の個人情報に正確に把握することが難しい(平

成4年10月13日付の日本経済新聞によれば、自己破産に陥いる消費者の中には、カード発行の際に、名前や収入、カードの所有枚数などを偽って申告していた例が報告されている。また、店舗へのCATの導入率も10%にも達していず、事故カードや与信限度内チェックも十分行なわれているとはいえない。

また、カード会社間（特に異業種間）の個人情報交換網が十分整備されていないため、あるカード会社で不適格な消費者が、別のカード会社で新たなカードの発行をうけることを防止できない場合がある。

このような状況に対応するため、カード会社を監督する立場にある通産省、大蔵省、それに業界自体も、個人情報機関へのローンの残高データの追加、カード発行から1年間は利用限度額を引き下げる。クレジット会社の管理体制や信用情報の交換、消費者への啓発、多重債務者の救済などの防止策を取り始めているところである。

一方、カード先進国のアメリカにおいては「個人信用情報センター」が十分に整備され、種々の個人情報（たとえば、消費者が利用しているクレジットの種類、残高、過去の利用状況、返済履歴など）がセンターのコンピュータに入力されており、クレジット会社はこれらのデータを照会することができるしくみになっている。従って、クレジット会社は、新たに取引を開始する際には、このセンターに照会することにより、消費者の個人情報のすべてを得ることができるので、多重・多額債務者へのカード発行を防止することができる。プライバシーについては、消費者は本人の登録情報を知る権利、また誤った情報が登録されている場合の訂正ができるようなしくみになっている。また、このセンターには、消費者のための相談所（CCCS）が設けてあり、多重債務者に対して無料での返済計画や家計改善計画などの指導も行なっている。日本には、この種の公的なセンターはなく民間のセンターに依存しているのが実情であり、この面での整備も望まれるところである。

(2)システム上のセキュリティの確保

クレジットカードを紛失したり、盗難にあった場合、そのカードが不正に利用される、いわゆるカード犯罪が発生することが予想される。

警察庁が平成元年度に認知したカード犯罪は6658件で、前年に比べ8.5%減少している。この内訳をみると、自分のカードの不正使用、窃盗で得たカードの使用、他人名義で不正したカードの使用が目立っている。特に、カードの窃盗事件のうち30%以上がカードと暗証番号を同時に入手しており、せっかくの暗証番号が全く役に立っていない。

日本のカード犯罪の特徴は、偽造カードによる犯罪が少ないことである。しかし、平成2年度には、CATのチェックシステムでもわからないような磁気ストライプにデータを入れた高度な偽造カードの不正使用が香港の偽造団によってなされたことがあった。

紛失や盗難にあった際には、消費者は即座にカード会社に連絡することによって、事故を未然に防止できる場合もあるが、偽造などによって不正に使用された場合は、消費者は防止するすべがない。

これらの防止策としては、本格的な暗号化等によるカードのセキュリティシステムの構築が必要である。また、最近開発されたカードに顔写真を印刷する方法も有効だと思われる

る。

また、CATとカード会社のセンタ間、カード会社のセンターと金融機関のコンピュータ間の通信によるデータ伝送が正確に、かつ、安全に行なわれるような技術的体制の確立も重要である。

(3) プライバシーの保護

クレジットカード会社は、消費者が会員として入会する際に個人情報（たとえば、収入、生年月日、家族構成、他クレジットカードの有無など）の提供を受ける。そして、消費者が会員となってクレジットカードを利用した消費活動情報を取得し、これらをデータベース化している。また、会員としての信用情報については、通常の場合、加盟の信用情報機関に情報を提供すると共に、必要に応じ信用情報を得ている。これらの信用情報は、法律上は購入者の支払い能力の調査以外の目的には使用できないことになっている。しかし、何をもって信用情報というかという問題のほか、信用情報にあたらないものについての制限もなされていないので、クレジット会社が保有する個人情報の使用のされ方によっては、プライバシーの権利侵害問題が生じることが指摘されている。この点については、前述のアメリカにおける個人情報センターを参考にし、早急に整備されることが必要である。

3-2 プリペイドカードによる取引

3-2-1 プリペイドカードによる取引の現状としくみ

プリペイドカードは、昭和57年に日本電信電話公社（現在のNTT）によりテレホンカードとして発売され大ヒットとなった（平成元年までの累積は約7億枚といわれている）ことに端を発し、現在ではJRのオレンジカード、百貨店の商品券、図書券、ガソリンスタンドのリッター券など、様々な分野で急速に普及してきている。分野別の利用を次に示す。

① 運輸・交通・通信関係の公共サービス

・テレホンカード、・鉄道切符購入カード（オレンジカードなど）、・バス、・タクシー、・ハイウェイカード、・郵便カード（ふみカード）など

② 一般サービス

・クリーニング店、・ゴルフ練習場、・スキー場、・ゲームセンター、・遊園地、・レンタルビデオ店、・パチンコ店など

③ 流通小売業

・コーヒー店、・喫茶店、・ハンバーガー店、・レストラン、・コンビニエンス・ストア、・スーパーマーケット、・書店、・ガソリンスタンド、・百貨店、・商店街、・自動販売機など

④ 企業内

・社員食堂など

このプリペイドカードのメリットを消費者、また事業者サイドからみてみると次のようになる。

(1) 消費者サイドのメリット

・プリペイドカードには、通常プレミアムをつけることが多いので、カード購入後早目

に利用すれば、その分得をすることになる。

- ・小銭の取扱いや少額現金の携帯が不要となると共に、決済の煩しさが軽減され、かつ、決済も迅速になる。
- ・前払いであるため、消費者が決済のための債務を負うことはなく、クレジットカードにおける多重債務、カード破産などの問題は発生しない。

(ロ)事業者サイドのメリット

- ・代金の回収の合理化、迅速化が図れると共に、顧客の固定化が図れる。
- ・カードそのものを広告媒体として活用できる。
- ・プリペイドカード発行事業者は、消費者よりの前受金を運用することができる。

また、プリペイドカードの特徴として、カードを所持している人が利用可能であり、この点も、前述のクレジットカードとは、大きく異なっている。

次に、プリペイドカードの発行、販売から決済に至るまでのしくみをみってみる。

- (a)プリペイドカード発行会社がカードの発行・販売を行ない、消費者がこれを購入する。
- (b)消費者は店舗にて、物品やサービスを購入し、決済手段としてプリペイドカードを呈示する。
- (c)店舗のオペレータは、代金に相当する対価（金額、回数、度数など）をPOS端末などを用いてプリペイドカードの現在量より減算し、残量をプリペイドカードに記録する。
- (d)POS端末ごとのカード利用金額をセンターのコンピュータが集信する。
- (e)センターにて集信したデータを整理分類して、発行会社の口座から加盟店ごとの口座に振替決済を行う。

このプリペイドカードによる取引は、カード発行の形態により、図7に示すような3つに分類される。

- ・自家発行型…カード発行会社そのものが商品やサービスの提供事業者である。
- ・第3者発行型…カード発行会社と商品やサービスの提供事業者がそれぞれ別々である。
- ・共同発行型…複数の商品やサービスの提供事業者が共通のプリペイドカードを発行し、カードの売上げとカードの利用金額を相互清算するもの。

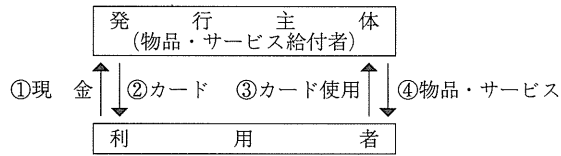
3-2-2 プリペイドカードによる取引と消費者保護

(1)前受金の保全措置

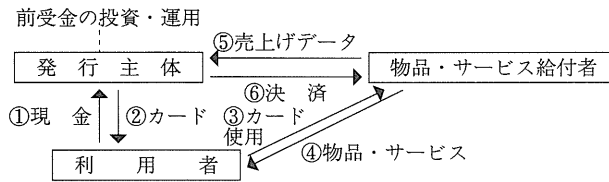
プリペイドカードによる取引は、クレジットカードとは逆に、消費者がカード発行会社に対して前払いにて信用を供与するため、その前払い金の保全が重要な問題となる。そのための措置として、プリペイドカード法にて、発行保証金は未使用残高の2分の1以上で、かつ、未使用残高の認識時期が年2回（3月末と9月末）とされている。しかし、残高は発行会社の自己申告による報告になっており、前受金の運用についての規制もない点が問題として残っている。

また、消費者はカード発行会社の財務状態や経営内容を知ることは困難であるため、消費者がプリペイドカード購入の可否を判断できるような情報の提供をする制度的なものが必要である。

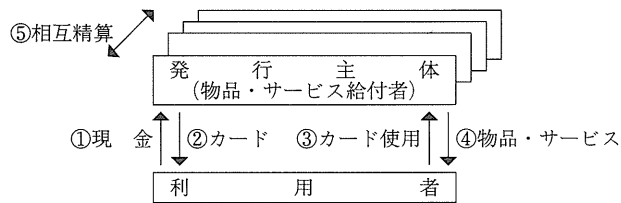
前受金の自己の資金操りへの使用、
あるいは投資・運用



(7)自家発行型



(8)第三者発行型



(9)共同型

(大蔵省「プリペイドカード等に関する研究会報告書」より)

図7 プリペイドカードの発行形態

(2)プリペイドカード会社の倒産

発行会社が倒産した場合、消費者は、従来通りプリペイドカードを加盟店にて利用できるのかどうか、否の場合、発行会社の一般債権者となるのかどうかの問題がある。

(3)換金（払戻し）の必要性

プリペイドカードの換金については、一般に認められていないが、カードが損傷したり、転勤などでカードを利用する可能性がなくなった時には、一定の手数料をとって換金を認める制度も必要と思われる。

(4)約款

プリペイトカード取引に際して、当事者間の法律関係が明確になっていない。たとえば消費者と加盟店の間の法律関係では、消費者たるカードホルダーは、いつまで加盟店に対してプリペイドカードで商品やサービスを債権者として要求できるのか、また、発行会社

に信用不安が生じたとき、加盟店はカードの利用を拒否できるのか、といった問題が指摘されている。

また、消費者とカード会社間の法律関係については、カードに明定されるべきであるが、スペースに制限があるため別途、普通取引約款によらざるをえないが、プリペイドカード法による表示事項（商号、住所、金額、有効期間など）のほか、利用可能な店舗や商品の範囲、利用方法、カードが利用できない場合とその措置、カード破損、紛失の場合の措置、加盟店との間でトラブルが発生した場合の措置、換金の取扱いなどを明確にしておくことが必要である。

(5)技術的問題

プリペイドカードには、使用可能な価値がカードに記録されているので、いつでも正確に読み取りうるものでなければならないし、決済時には、減算処理が正確に行なわれなければならない（たとえば、使用分以上に減算するカードリーダー・ライターが作られた場合困るし、今のところ残額を確認する方法も消費者は持っていない）。また、変造・偽造のおそれがないように、カード、カードリーダー・ライターを含めたプリペイドカードシステム全体のより高いセキュリティの確保が必要である。

(6)苦情処理

プリペイドカード利用に関して発生するトラブルについて、加盟店では十分対応できないと考えられるので、発行会社に消費者からの苦情を処理する機関の設置が必要である。

(7)その他

プリペイドカードには、ID機能がないものが多く、他人が使用してもわからないので紛失に対する保障はない。従って、高価になりすぎると紛失・盗難のとき被害が大きくなるので、ID機能を付加するとか、券面額の規制などが必要である。

3-3 キャッシュカードによる取引

3-3-1 キャッシュカードによる取引の現状としくみ

キャッシュカードによる取引は、商品やサービスの提供をうける際に、加盟店が占有・管理する銀行POS端末（金融機関のコンピュータと通信回線にて接続されている）を利用して、代金を消費者の口座より引き出し、加盟店の口座へ振替えることを、当該金融機関に依頼し、回収する方式である。

本取引は、昭和59年の大蔵省機械化通達により認可され、同年12月に東海銀行豊田南支店のコンピュータとトヨタ生協の本部店に設置した2台の専用POSを通信回線で結び、同支店に口座を持つ同生協の組合員を対象として始められた。しかし、本通達には、同一行庫内同支店内において、1行庫あたり3販売店以内の実施、また、取扱時間は金融機関の営業時間内などの制約があり、本取引システムは、それ程普及しなかった。しかし、昭和61年、63年、平成元年と制約が緩和されたことから、順次増加してきている（昭和63年12月現在、28行庫、提携先企業数71社、提携先サービス実施店舗数152店であったが、平成元年の大幅緩和により、急速に増加してきている）。

キャッシュカードによる取引のしくみは次のようになっている（図8参照）。

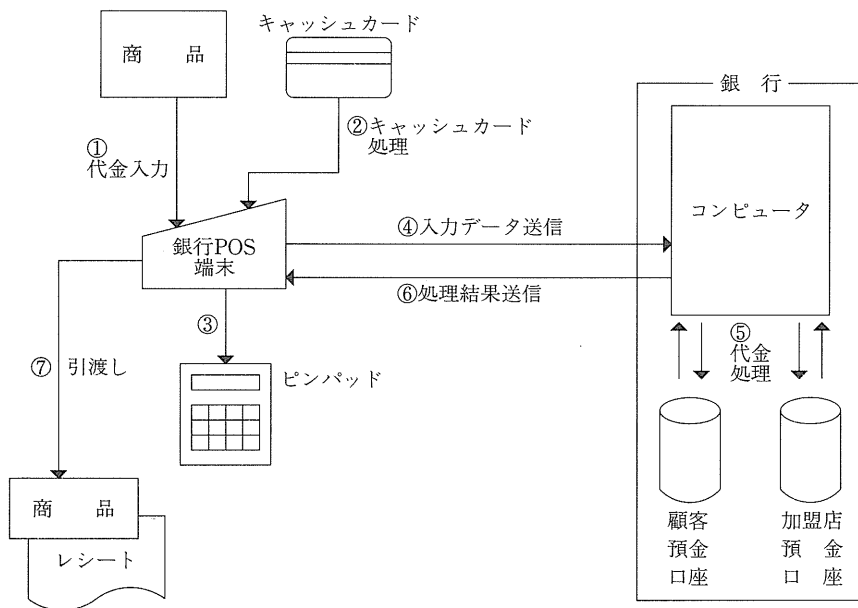


図8 銀行POSシステム（キャッシュカードによる取引のしくみ）

- ①店舗のオペレータは、銀行POS端末に消費者の購入代金を入力する。
- ②POS端末のカードリーダーにて、消費者が提示したキャッシュカードを読みとる。
- ③消費者は、POS端末に表示された金額を確認すると共に、ピンパッド（暗証番号入力機）を使って、暗証番号を入力する。
- ④その暗証番号は、購入代金の請求データなどと共に銀行のコンピュータに送信される。
- ⑤銀行は受信したデータに基づき、暗証番号、預金残高などをチェックし、消費者の口座より、即座に代金を引き落とす。そして、小売店の口座には、銀行の営業時間終了時に一括して入金される。
- ⑥銀行のコンピュータの処理結果は、即座に店舗のPOS端末へ送られ、その内容がPOSのレシート上に印字される。
- ⑦オペレータは、処理結果を確認し、商品とレシートを消費者へ手渡し、取引は終了する。

このキャッシュカードによる取引の消費者のメリットは、クレジットカードのような借金のイメージがなく、少額でも利用しやすい反面、近い将来入金の手配があってもクレジットカードのように先取して、物品やサービスを購入することができない。また、提携施設の優待などの付帯サービスがないなど、デメリットもある。

小売業からみた取引のメリットは、クレジットカードのような伝票処理を必要としない点であるが、反面、返品、取消しが特に面倒である点、銀行へ支払う手数料が高い点がデメリットとしてある。

また、金融機関のメリットは、消費者と小売業が共に自行の顧客となり、しかも自行内のみで決済が行われ、預金が他行へ逃げないことである。

3-3-2 キャッシュカードによる取引と消費者保護

(1)未決済時の処理

キャッシュカードによる取引時、未決済となった場合や事故が発生した場合の法律関係が明らかではない。この場合、消費者はどこに救済を求めたらよいのか、この点の早急な整備が必要である。

(2)金額訂正

加盟店における購入金額の打ち間違いの訂正をどうするのか、訂正分を現金で決済するのか、この点も明らかではない。もし、加盟店に訂正権限を与えると、資金移動が可能となり危険である。

(3)セキュリティの確保

クレジットカードのところでも述べたように、キャッシュカードについても、カードの紛失、盗難、偽造などに対する対応が十分になされているか、現状は銀行POS端末の高セキュリティ化、電文の暗号化などの工夫がなされているが、本取引は即時に決済されるため、キャッシュカード、銀行POS端末、また、POS端末と銀行のコンピュータ間の通信回線を含めた総合的なセキュリティの向上が、引き続き重要な問題である。

4. おわりに

コンピュータと情報通信ネットワークの伸長とその結合を背景に、高度情報化社会はますます進展している。このような中であって、われわれ一般消費者のカードによる取引もかなりの勢いで増加してきている。このカードによる取引は、消費者にとって利便性、実利性もあり大変結構なものであるが、その反面、消費者側からみた問題も多く残されている。これらの問題は、早急に解決されるべきであり、また、制度的に整備されるべき問題でもあるが、その解決には、もう少し時間が必要と思われる。従って、家庭や学校等において、現段階におけるカード取引のしくみや問題点などを含めた利用方法を教育することも重要と思われる。その意味で本稿が少しでも参考になれば幸いである。

参考文献

- 1) 経済企画庁国民生活局 消費者行政第一課編、カード社会の指針、大蔵省印刷局 (1990)
- 2) 流通システム開発センタ、POS&カードに関するQ&A、流通とシステム、No.65(1990)
- 3) 国際クレジットカード研究会編、国際カード新時代を読む、オーエス出版 (1990)
- 4) 浅野恭右編、POSシステム導入の基礎、日本規格協会 (1992)
- 5) DSS研究所編、流通情報システム化ハンドブック (1992)
- 6) 大沢光、プリペイド・カードの実際と導入の手引き、日本実業 (1989)
- 7) 海江田万里、クレジットカードベスト100、主婦の友 (1991)
- 8) 通商産業商取引信用室編、プリペイドカード現状と課題、東洋経済新報 (1989)
- 9) 住友ビジネスコンサルティング編、これがプリペイドカードだ、日本経済新聞社 (1989)

- 10) 東京大学公開講座、高度技術社会と人の生き方、東京大学出版会 (1991)
- 11) 有富和利、多様化する金融のためのVAN、電学誌、111巻11号、P923~926(1991)
- 12) 秋山元子、金融におけるセキュリティ技術について、電子情報通信学会技術研究報告ISEC91-63(1992)
- 13) 坂井利之、情報技術の将来展望、電学誌、107巻10号 (1987)
- 14) 花田収悦、コンピュータソフトウェアの将来展望、電学誌、107巻10号 (1987)
- 15) 小倉力、横山勉、総合POSカードを主体とした商店街カード構築の実際、CardWave (1992.4)
- 16) 守屋勉、出揃った大手百貨店のプリペイドカード、CardWave (1992.6)
- 17) 植岡敬典、クレジット無責任時代の消費者啓蒙、CardWave (1992.6)
- 18) 野口恒、「自己破産大国」米国の「失敗の経験」から何を学ぶか、CardWave (1992.8)
- 19) シーメディア、クレジットカード+顔写真で変わるセキュリティとマーケティング、CardWave、P 22~P23(1992.9)
- 20) 藤森正敏、渡辺隆、多重債務者問題の処方箋、CardWave (1992.10)
- 21) 市橋正純、田辺育宏、中島豊四郎、電子決済システムに使用できるクレジット認証ターミナル、OMRON TECHNICS No.74(1985)
- 22) 中島豊四郎、加門己八、銀行POSとクレジット認証機能を持ったEFT端末、OMRON TECHNICS Vol.31、No.2 (1991)